

東村山市情報公開制度等 運用状況 (令和2年8月～令和3年1月分)

情報公開条例公布日 平成10年12月24日

施行日 平成11年 7月 1日

総務課 情報公關係

作成日 令和3年3月12日

1 情報公開請求件数（令和2年8月1日～令和3年1月31日）

請求（申出）件数と決定内容の内訳													
月	請求者数 （年間実人数 の累計）	請求数 （請求・申出数）	義務的請求 （注1）	任意的申出 （注2）	請求件数 （所管課別）	全部公開	部分公開	非公開 （注3）	文書 不存在	存否応答 拒否	却下 （注4）	検討中 （注5）	その他
8月	2	2	1	1	2	1	1						
9月	5	3	1	2	3	3							
10月	7	2	1	1	2	1	1						
11月	14	15	11	4	16	3	9		4				
12月	19	6	1	5	8	2	6						
1月	22	4	2	2	4	2	2						
合計	—	32	17	15	35	12	19	0	4	0	0	0	0
比率(%)	—	100%	53.1%	46.9%		34.3%	54.3%	0.0%	11.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※各項目の比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100.0とはならない。

（注1） 義務的請求とは、条例第5条に定めるものからの公開請求である。

（注2） 任意的申出とは、条例第5条に定める義務的請求が可能者以外からの公開申出である。

（注3） 請求のあった公文書は存在するが、条例第6条各号に該当し非公開としたもの。

（注4） 請求の要件を満たしていないため却下としたもの。

（注5） 月末時点において公開決定期間未到達、未決定あるいは請求者と連絡が取れないもの。

2 情報公開請求の所管別内訳(令和2年8月1日～令和3年1月31日)

実施機関	所管名	件数	比率(%)	実施機関	所管名	件数	比率(%)			
議会	議会事務局	2	5.7%	市長	子ども家庭部	子ども政策課				
市長	会計課					子ども・保健給付課				
	経営政策部	秘書広報課	1			2.9%	地域子育て課	2	5.7%	
		企画政策課					保育幼稚園課			
		行政経営課					児童課	2	5.7%	
		資産マネジメント課	1			2.9%	子ども家庭支援センター			
		財政課					資源循環部	廃棄物総務課		
		情報政策課				ごみ減量推進課				
	地域創生部	産業振興課				施設課				
		シティセールス課				秋水園施設整備課				
		ピック推進課				まちづくり部	都市計画課			
	市民スポーツ課	市民スポーツ課	4		11.4%		まちづくり推進課			
		総務部	総務課					市街地整備課		
			人事課					用地課		
			営繕課					みどりと公園課		
			契約課					道路河川課	1	2.9%
			法務課					下水道課		
	行政不服審査制度担当主幹					教育委員会	教育部	教育総務課	1	2.9%
	市民部	市民課						学務課	1	2.9%
		市民協働課						指導室		
		市民相談・交流課						(学校)	小学校	
		課税課						中学校		
		収納課						社会教育課		
	環境安全部	地域安全課	1	2.9%	図書館					
環境・住宅課				公民館	2			5.7%		
防災安全課		1	2.9%	ふるさと歴史館						
公共交通課				子ども・教育支援課	1			2.9%		
健康福祉部	地域福祉推進課			選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局					
	生活福祉課			農業委員会	農業委員会事務局					
	介護保険課	2	5.7%	監査委員	監査委員事務局					
	障害支援課	1	2.9%	固定資産評価審査委員会						
	健康増進課	11	31.4%	合 計		35	100%			
	保険年金課	1	2.9%							

※所管別の比率は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、

合計しても必ずしも100とはならない。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
20	R2.8.17	H14.4月以降社会福祉法人七日会と東村山市長とで青葉の杜の運営に関して取り交わした覚書	R2.8.24	部分公開	H13.7.2付、東村山市長及び社会福祉法人七日会との間で締結した「覚書」	「法人代表者の印影」は公開すると印影の偽造、不正使用等法人の事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	介護保険課	
21	R2.8.25	R2年度「ひがしむらやま市議会だより」印刷仕様書	R2.8.28	公開	R2年度市議会だより印刷仕様書		議会事務局	※任意的申出局
22	R2.9.1	市立東村山第一中学校受水槽改修工事R2年度工事設計書	R2.9.10	公開	市立東村山第一中学校受水槽改修工事R2年度工事設計書		教育総務課	
23	R2.9.9	R2.6.24開札、沢の堀護岸改修工事(5工区)に関する以下の文書 1、工事設計書 2、工事費総括書 3、工事総括書 4、種別内訳書 5、代価明細書(S代価、V代価、SP代価明細書) 6、材料品調書 7、諸経費計算書	R2.9.16	公開	R2年度工事沢の堀護岸改修工事(5工区)に関する工事設計書		道路河川課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
24	R2.9.11	H5.7.16東京地方裁判所判決文(平成4年(行ウ)67号)の写しとその裁判の控訴審判決文及び上告審判決文の写し	R2.9.15	公開	ア、平成四年(行ウ)第六七号 会議録 副本削除処分無効確認等請求事件判決文(H5.7.16判決) イ、同控訴審判決の判決文 ウ、同上告審判決の判決文		議会事務局	※任意的申出
25	R2.10.5	財産表並びに事務報告書(R1年度)の健康福祉部介護保険課作成ページに係る以下の文書 1、「2.要介護申請認定関係」のうち、「新規申請件数1,962件」の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) 2、「2.要介護申請認定関係」のうち、「要支援者の要介護新規申請者543件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) 3、「2.要介護申請認定関係」のうち、「区分変更申請753件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) 4、「2.要介護申請認定関係」のうち、「更新申請4,111件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」「更新後有効期間」)	R2.11.26	公開	「令和元年 財産表並びに事務報告書」の健康福祉部介護保険課作成ページに係る以下の文書 1、「2.要介護申請認定関係」のうち、「新規申請件数1,962件」の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) 2、「2.要介護申請認定関係」のうち、「要支援者の要介護新規申請者543件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) 3、「2.要介護申請認定関係」のうち、「区分変更申請753件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」) 4、「2.要介護申請認定関係」のうち、「更新申請4,111件」の申請時認定別の認定結果の内訳(「要介護(支援)別」「年齢階層(5歳毎)別」「男女別」「更新後有効期間」)		介護保険課	※本請求に係る情報のとりまとめに時間を要するため、R2.11.30まで決定期間を延長 R2.11.26左欄のとおり公開と決定

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
		5、第1号被保険者(要介護(支援)認定を受けていないものも含む)、第2号被保険者の死亡者数及びその内訳(「要介護(支援)認定別」、「年齢階層(5歳毎)別」、「男女別」) 6、介護保険被保険者の転入・転出した人数及びその内訳(「要介護(支援)認定別」、「年齢階層(5歳毎)別」、「男女別」) 7、要介護(支援)認定者のうち、3ヶ月以上継続して介護(予防)サービスを使用していない者の人数及びその介護度別の内訳(年度末現在) 8、「5.基本チェックリストによる事業対象者数」の「対象者数504人」の内訳(年齢階層別(5歳毎)・男女別) 9、介護保険被保険者の内訳(年齢階層別(5歳毎)・男女別・1号被保険者数並びに2号被保険者数)			5、第1号被保険者(要介護(支援)認定を受けていないものも含む)、第2号被保険者の死亡者数及びその内訳(「要介護(支援)認定別」、「年齢階層(5歳毎)別」、「男女別」) 6、介護保険被保険者の転入・転出した人数及びその内訳(「要介護(支援)認定別」、「年齢階層(5歳毎)別」、「男女別」) 7、要介護(支援)認定者のうち、3ヶ月以上継続して介護(予防)サービスを使用していない者の人数及びその介護度別の内訳(年度末現在) 8、「5.基本チェックリストによる事業対象者数」の「対象者数504人」の内訳(年齢階層別(5歳毎)・男女別) 9、介護保険被保険者の内訳(年齢階層別(5歳毎)・男女別・1号被保険者数並びに2号被保険者数)			
26	R2.10.26	R2年度国民健康保険海外療養費支給申請書等点検等業務委託 1、契約書 2、仕様書 3、入札(見積)参加業者及び各業者の応札金額	R2.10.29	部分公開	R2年度国民健康保険海外療養費支給申請書等点検等業務委託に係る以下の文書 ア、開札記録票 イ、委託単価契約書	「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用など競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	保険年金課	※任意的申出

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
27	R2.11.9	東村山市民スポーツセンターに関する以下の情報 1、指定管理者公募要項等の内容に関する質問と回答(H28年度) 2、現指定管理者事業計画書(H28年度、施設公募時提出書類) 3、収支実績・利用実績を含む、年度事業報告書(H29年度、H30年度、R元年度)	R2.11.20	部分公開	東村山市民スポーツセンター指定管理者がH28年度選定時に提出した書類のうち、以下のア～エの文書 ア、事業計画書 イ、事業実績 ウ、事業報告書 エ、東村山市民スポーツセンター指定管理者提案書 オ、東村山市民スポーツセンター事業報告書(H29、30、31年度分)	アの文書について 「平成28年1月期収支見込 対予算 平成27年1月期通期実績 比較損益算書」「平成29年から33年までの1月期総売上、営業利益の目標」「東京ドームファシリテーターズの収支計画」それぞれの金額 エ及びオの文書について 指定管理者と取引関係のある法人の名称及び当該法人が特定できる写真 ↑ 指定管理者の業務上の秘密・ノウハウに当たり、公開すると指定管理者の競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。	市民スポーツ課	※任意的申出 「請求公文書の名称又は内容」の1については、市ホームページに掲載されているものであるため、条例第21条第2項より適用除外とし、申出者へ掲載ページをご案内することで了承を得た。 「請求公文書の名称又は内容」の2については、申出者へ確認し、指定管理者公募時提出された文書のうち、ア～エの文書を公開することで合意した。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						<p>エの文書について 「指定管理者の社員・設備員・清掃員・アルバイト及び施設利用者の氏名、顔の判別できる写真」 オの文書について 「株式会社東京ドーム・株式会社東京ドームスポーツ・株式会社東京ドームファシリティーズの担当者の氏名及びメールアドレス、スポーツセンターに勤務する従業員の氏名(総括責任者・副総括責任者を除く)、利用者(選手コース)の氏名・学年・生年月日、スポーツセンター運営協議会委員の氏名(委員長・理事・総括責任者・副総括責任者・公務員を除く)」</p> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>特定個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開。</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
28	R2.11.13	1、東村山市と株式会社Limによる「Instagramでの東村山市エリアの魅力発信についての協定」の締結にかかる選定・意思決定プロセス、2020年11月13日までに発生した(又は見込みのある)費用が分かる一切の文章、メモ書き、電子メールなどの記録一式 2、「Instagramでの東村山市エリアの魅力発信についての協定」の締結にかかる竹花貴騎氏及びLimグループ(株式会社Lim、株式会社Lim Japanなど)など関係各位とやりとりした一切の文章、メモ書き、電子メールなどの記録一式 3、竹花氏から東村山市へ1億円の寄付において、竹花氏及びLimグループなど関係各位とやりとりした一切の文章、メモ書き、電子メールなどの記録一式 4、上記以外で、東村山市がLimグループ及び竹花氏とやりとりした一切の文章、メモ書き、電子メールなどの記録一式	R2.12.11	部分公開	Instagramでの東村山市エリアの魅力発信についての協定に関する以下の文書 ア、H30年度No. 238起案「Instagramでの東村山市エリアの魅力発信についての協定の取り交わし」 ・やり取りに関する文書 イ、打ち合わせ日程調整に関するやり取り(H30.7.31) ウ、Instagramのページ立ち上げに関するやり取り(H30.8.8) エ、打ち合わせ日程調整に関するやり取り(H30.8.13) オ、資料作成に伴うやり取り(H30.10.12、10.23) カ、打ち合わせ日程調整に関するやり取り(H30.11.6) キ、協定締結に向けた確認事項に関するやり取り(H30.11.16、11.19) ク、撮影スケジュール調整に関するやり取り(H30.11.20、11.21、11.22、11.26) ケ、記者会見日程調整に関するやり取り(H30.11.28) コ、ロゴデータに関するやり取り(H30.12.7、12.11) サ、協定書の受領に関するやり取り(H30.12.18)	イ、ニ、ヒ、メ、モの文書について 氏名(市職員及び法人代表者を除く)、メールアドレス(市のものを除く)及び個人の携帯電話番号の文書について 同行Instagramマーチ、ツの文書について 連絡担当者名および連絡先 ナの文書について 寄附者住所及び寄附者連絡先 ミの文書について 相手方住所 ムの文書について 請求書起票者印影 ↑ 特定の個人を識別できる情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 アの文書について 取引先企業名、取引金額及び協定に押印された代表者印影	秘書広報課	※任意的申出 ※請求に係る公文書が多岐にわたり、非公開情報の検討に時間を要するため、R2.12.11まで決定期間を延長 R2.12.11左欄のとおり部分公開と決定

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					シ、記者会見用資料作成に関するやり取り(H31.1.15、1.18,1.21) ス、情報提供(H30.1.22) ・意思決定過程に関する文書 セ、たのしむらやまアカウントイメージソ、東村山市PR案 タ、(株)Limとの共同研究(協定)インスタグラムの開設 ・撮影に関する文書 チ、2018.11.27(火)東村山市内行程案および撮影写真 ツ、2019.6. 11(火)東村山市内行程(確定版)および撮影場所検討に関する文書 ・記者会見配布資料 テ、東村山市と株式会社Limとの「インスタグラムでの東村山市エリアの魅力発信についての協定」に基づくインスタグラムアカウント新規開設共同記者会見 次第 ト、東村山市と株式会社Limとの「インスタグラムでの東村山市エリアの魅力発信についての協定」に基づくインスタグラムアカウント新規開設共同記者会見 資料	オの文書について 協業企業名 タの文書について 取引先企業名及び取引金額 ムの文書について 相手方口座情報及び請求書に押印された代表者印影 ↑ 公にすることにより当該法人の競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。 イ〜スの文書について 市職員の個人メールアドレスは、公にすると、職員個人に対する嫌がらせや不当な干渉等、あるいは不特定多数からの業務目的以外のメールが大量又は無差別に送信される事態が想定され、当該職員の事務事業に支障を及ぼすおそれがあることから、		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					寄附の受領及び贈呈式に関する以下の文書 ナ、R2年度No.53報告・復命書「寄附金の受領(一般寄附)」 ニ、寄附金の納入に関するやり取り(R2.4.27、4.30) ス、寄附金の報告に関するやり取り(R2.5.13) ネ、日程調整に関するやり取り(R2.5.25) ノ、プレスリリース原稿に関するやり取り(R2.5.29) ハ、贈呈式進行に関するやり取り(R2.6.1) ヒ、贈呈式完了に伴うやり取り(R2.6.3、6.5) フ、寄付金贈呈式 次第 ヘ、Limグループ様からの記者会見進行表 ホ、対談(案) マ、プレスリリース依頼書 ミ、調定決議通知書 ム、支出命令書 その他に関する以下の文書 メ、問い合わせ対応に関するやり取り(R2.10.27、11.2)	条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開 ニの文書については市の振込先口座情報は、寄附金受領用の口座であり、事前にお申し込みいただいた振込にのみ使用されるものであり、広く公にすることによりその他想定外の振込が行われる等、市の会計事務の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあるため、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開 メの文書については掲載ページURL、パスワード、未確定の今後の対応方針 ヨの文書 ↑ 当該法人および事業を営む個人が取引先等一部相手方向けに作成し、外部非公開を前提として受領した企業情報を含むものであり、		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
					モ、公認Instagramの運用についてのやり取り(R2.11.4) ヤ、見解書 ユ、意見書 ヨ、この度の炎上についての事実説明	公にすることで当該法人の社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれ、事業運営上の利益を損なうおそれがあることから 条例第6条 第3号法人情報に該当し非公開 当該法人が作成し受領した記者会見用資料は、当該法人の未公表著作物である。未公表著作物の公表権は著作権法に定められた著作者が保有する。また、未公表著作物の内容は法人の事業運営上のノウハウに当たり、公開すると、当該資料のデザインや内容が模倣されるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。		
29	R2.11.18	2020.8.26入札・開札東村山市立中央公民館屋上防水・外壁等改修工事 当初予定価格内訳明細書・別紙明細書(共通費)	R2.11.24	公開	R2年度東村山市立中央公民館屋上防水・外壁等改修工事 工事設計書		公民館	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
30	R2.11.20	憩いの家に関する次の文書(現況のもの と委託していた時のもの両方) 1、防火管理に関するマニュアル 2、個人情報保護に関するマニュアル	R2.12.3	部分公開	ア、H30年度No.831起案書「萩山憩いの家消防計画作成届出書及び消防計画(届け出)」 イ、R1年度No.2起案書「廻田ふれあいセンター防火管理者選任(解任)届出書及び消防計画作成(変更)届出書の提出」 ウ、R1年度No.89起案書「東村山市立富士見文化センター消防計画(変更)の提出(伺い)」 エ、憩いの家災害対応マニュアル(H30.4.1版) オ、憩いの家窓口業務マニュアル(H30.4.1版) カ、個人情報保護法ハンドブック	アについて「防火管理者の自宅住所」 イについて「防火管理者の生年月日及び自宅住所」 ↑ 条例第6条第2号個人情報に該当し非公開。 「受託者作成の防火管理に関するマニュアル及び個人情報に関するマニュアル」は、受託者からの提出が無かったため、文書不存在。	健康増進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
31	R2.11.24	R2年度東村山市包括施設管理委託に係る公募型プロポーザルについて 1、優先交渉権者の提出した提案書・参考見積書 2、審査の経過の記録 3、審査員の採点の結果 4、その他審査に関わる資料	R3.1.22	部分公開	ア、R2年度No.139報告・復命書 「第2回東村山市包括施設管理業務に係る公募型プロポーザル審査委員会」 イ、東村山市包括施設管理委託企画提案書	「受託候補者及び次順位者以外の提案事業者の法人名」は、公開すると3位以下の事業者の点数及び順位が特定され、事業者間の優劣について予断を与え、当該事業者の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。 「提案事業者の事業ノウハウに該当する部分」は、包括施設管理委託の公募型プロポーザルでは、通常のプロポーザルのように市が応募事業者へ業務仕様書を示すことはせず、各事業者の自由な発案による企画提案書を募集した。このため、提出された企画提案書はそのほとんどに事業者独自の提案の構成、企画内容、考え方が示されており、デザインも含めて事業者のノウハウに該当する。公開すると同業他社に模倣され事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。	資産マネジメント課	※任意的申出 ※市と優先交渉権者との非公開情報等の協議に時間を要するため、R3.1.22まで決定期間を延長 R3.1.22左欄のとおり部分公開と決定

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
32	R2.11.24	防災行政無線(移動系)デジタル化工事予定価格、内訳書、諸経費計算書その他予定価格を作成するにあたり参考となる資料(開示可能なもの)	R2.12.7	公開	防災行政無線(移動系)デジタル化工事 設計書		防災安全課	※任意的申出 ※所管課から申出者へ確認し、設計内訳のみの公開で合意した。
33	R2.11.25	R3年度特別支援教室の確認書に関する東京都からの通知(R2.11.4付2教学特第1471号と思われる。)	R2.12.7	公開	令和3年度公立小中学校(義務教育学校及び中等教育学校前期課程含む)の特別支援学級等及び区立特別支援学校における学級編成等調査について(通知)		子ども・教育支援課	
34	R2.11.26	憩いの家の防火管理者が管理権原者に提出している資料(2019年度)	R2.12.10	非公開		防火管理者が管理権原者に提出した資料はないため、文書不存在。	健康増進課	
			R2.12.10	非公開		防火管理者が管理権原者に提出した資料はないため、文書不存在。	公民館	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
35	R2.11.26	憩いの家の送迎業務及び福祉バス運行業務報告書又は業務内容が分かる資料(直近3か月分)	R2.12.10	部分公開	ア、R2年度8月～10月 巡回バス運行管理業務報告書 イ、運行管理日誌(巡回バス) ウ、R2年度8月～10月 福祉バス運行管理業務報告書	イの文書について「運転者氏名及び従業員の印影」は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 ア、ウの文書について「法人の代表者印影」は、公開すると印影の偽造、不正利用など、競争上又は事業運営上の地位及び利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開	健康増進課	
36	R2.11.26	憩いの家に勤務している人が受講したAED研修について、日時、場所、外部講師の有無、参加人数が分かる資料(2020年度。コロナで未実施の場合2019年度のもの)	R2.12.10	非公開		R1年度及び2年度において、AED研修を受講した憩いの家に勤務する職員がおらず、よって請求に係る公文書の作成をしていないため文書不存在。	健康増進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
37	R2.11.26	憩いの家に勤務している人が受講した接遇研修について、参加人数、場所、所要時間、外部講師の有無、配布資料などが分かるもの(2016～2020年度)	R2.12.10	部分公開	ア、「東村山市総合受付・憩いの家業務委託」の接遇研修名簿(H28年度、H29年度) イ、R2.5.28付事務連絡「クレーム対応力向上研修の実施について」 ウ、クレーム対応力向上研修(R2.6.19実施)出欠名簿 エ、クレーム対応力向上研修(R2.6.19実施)研修プログラム	アの文書について 「受講者である憩いの家従業員及び研修講師従業員の氏名」は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 アの文書について 「法人の代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正使用等法人の事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開 「東村山市総合受付・憩いの家業務委託」の接遇研修資料(H28年度、H29年度)は、受託者より提出を受けておらず、よって市において保管していないため文書不存在。 「クレーム対応力向上研修(R2.6.19実施)研修テキスト」は、研修を担当し	健康増進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
						た法人の未公表著作物である。未公表著作物の公表権は著作権法に定められた著作者が保有する。また、未公表著作物の内容は法人の事業運営上のノウハウに当たり、公開すると、当該テキストのデザインや内容が模倣されるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の利益が損なわれるおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開		
38	R2.11.26	憩いの家管理運営業務月報(4施設)2017年3月、4月、2020年10月	R2.12.10	部分公開	ア、廻田憩いの家 R2.10月分 月間実績報告書 イ、久米川憩いの家 R2.10月分 月間実績報告書 ウ、萩山憩いの家 R2.10月分 月間実績報告書 エ、富士見憩いの家 R2.10月分 月間実績報告書	「法人の従業員の氏名」は、個人に関する情報であって特定の個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開 「H29年3月、4月の管理運営業務月報(4施設分)」は、受託者から管理運営業務月報(4施設分)の提出がなかったため、文書不存在	健康増進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
39	R2.11.26	憩いの家2017年度、2019年度の会計年度終了後の事業報告	R2.12.10	部分公開	憩いの家 年間実績報告書(H29年度)	「受託者代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正利用など、競争上又は事業運営上の地位及び利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。 「憩いの家年間実績報告書(R1年度)」は、R1年度は直営であり、市では年間実績報告書等にて実績確認ができるものと判断しているため、年間実績報告書は作成していない。よって文書不存在。	健康増進課	
40	R2.11.26	憩いの家の緊急事態発生時のマニュアル(H29年度と現在のもの)	R2.12.10	部分公開	ア、H26.10.27付東村山市憩いの家救急対応マニュアル イ、憩いの家救急対応マニュアル(H30.4.1版) ウ、憩いの家災害対応マニュアル(H30.4.1版)	「緊急事態発生時のマニュアル(H29年度)」は、各憩いの家には、市が作成したアの文書が配付されており、必要に応じて対応するよう指示をしていた。しかしながら、仕様書に定める非常災害、事故等の緊急事態発生時に備えた対応マニュアルについて、受託者が作成していなかったため、文書不存在	健康増進課	

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
41	R2.11.26	憩いの家満足度調査・アンケート(2017年～2019年)	R2.12.10	非公開		H29年度～R1年度のいずれの年度においても満足度調査・アンケートを実施していないため、文書不存在	健康増進課	
42	R2.12.2	東村山市民スポーツセンターにおける現指定管理者(東京ドームグループ)の公募時に提出した「事業計画書」「収支予算書」	R2.12.14	部分公開	東村山市民スポーツセンター指定管理者提案書(H28年度選定時のもの)	「指定管理者と取引関係にある法人の名称及び当該法人が特定できる写真」は、指定管理者の業務上の秘密・ノウハウに当たり、公開すると指定管理者の競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。 「指定管理者の社員・設備員・清掃員・アルバイト及び施設利用者の氏名、顔の判別できる写真」は、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開。	市民スポーツ課	※任意的申出 ※申出者へ確認し、指定管理者公募時提出された文書のうち、企画提案書の公開をすることで合意した。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
43	R2.12.16	H30.4月から運営委託期間が開始された第2野火止児童クラブの委託を受けた事業者、葉隠勇進株式会社の事業計画書一式	R3.1.15	部分公開	ア、東村山市第二野火止児童クラブ運営提案書(⑩事業計画書) イ、東村山市立児童館第2野火止分室事業計画書(H30年度～R2年度分)	「指定管理者の事業ノウハウに該当する部分」は、公にすると同業他社に模倣されるなど、当該指定管理者の競争上又は事業運営上の利益その他の社会的地位が損なわれると認められることから、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。	児童課	※任意的申出 ※市及び指定管理者の年末年始休業があること及び非公開情報の検討を行うにあたり、指定管理者に照会を行う時間を要するため、R3.1.15まで決定期間を延長。 R3.1.15左欄のとおり部分公開と決定
44	R2.12.16	R3.4.1からR10.3.31までの7年間指定管理者:サイカパーキング株式会社の東村山市有料自転車等駐輪場(18箇所)の応募書類(3)事業計画書	R3.1.12	部分公開	事業計画書(R2.7.7付)	「申請団体の担当者氏名及びメールアドレス、会議風景等の個人の容姿が分かる部分」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであることから、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開。 「具体的な管理手法(人員配置や料金設定等)に関する部分」は、指定管理者の事業ノウハウに該当し、公にすると同業他社に模倣されるなど、当該法人の競争上又は事業運営上の利益その他の社会的地位が損なわれると認められることから、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。	地域安全課	※任意的申出 ※市及び指定管理者の年末年始休業があること及び非公開情報の検討を行うにあたり、指定管理者に照会を行う時間を要するため、R3.1.12まで決定期間を延長。 R3.1.12左欄のとおり部分公開と決定

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
45	R2.12.21	市民スポーツセンター現指定管理者が提出した事業計画書(提案書)	R3.1.4	部分公開	東村山市民スポーツセンター指定管理者提案書(H28年度選定時のもの)	「指定管理者と取引関係にある法人の名称及び当該法人が特定できる写真」は、指定管理者の業務上の秘密・ノウハウに当たり、公開すると指定管理者の競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。 「指定管理者の社員・設備員・清掃員・アルバイト及び施設利用者の氏名、顔の判別できる写真」は、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開。	市民スポーツ課	※任意的申出
46	R2.12.21	ころころの森、第2野火止児童クラブの年間実績報告書(R1年度分)	R3.1.13	部分公開	R1年度No.1289起案書「令和元年度東村山市子育て総合支援センター年次報告書承認(伺)」	「法人代表者の印影」は、公開すると印影の偽造、不正利用等、当該法人の競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。	地域子育て課	※非公開情報の検討を行うにあたり指定管理者に照会を行う時間を要すること及び新型コロナウイルス感染症に対する対応により、期間内の決定が困難なため、R3.1.15まで決定期間を延長。 R3.1.13左欄のとおり部分公開と決定

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
			R3.1.15	部分公開	ア、児童クラブ事業月次報告(H31年4月分からR2年3月分まで) イ、R2年度No.24報告・復命書「第2野火止児童クラブ令和元年度事業報告書の提出」	アについて「児童出席表の児童及び作成者氏名、運営状況報告書の作成者氏名、人員配置実績表の指定管理者職員氏名及び資格(常勤職員として勤務するのに必須の資格を除く)、自主事業利用状況の児童氏名、指定管理者職員の印影」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるもの及び当該個人が一般に公開していないものであり、公にすることにより当該個人の権利利益を害するおそれのあるものであるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開。	児童課	※非公開情報の検討を行うにあたり指定管理者に照会を行う時間を要すること及び新型コロナウイルス感染症に対するの対応により、期間内の決定が困難なため、R3.1.15まで決定期間を延長。 R3.1.15左欄のとおり部分公開と決定

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
47	R2.12.23	以下の検査に関する2020年度の仕様書及び落札金額・参戦業者の金額 1、保育職員等の腸内細菌検査 2、小中学校職員等の腸内細菌検査 3、保育園児尿検査 4、小中学校児童生徒尿検査(仕様書は不要) 5、ノロウイルス検査	R2.12.28	公開	細菌等検査業務委託仕様書		地域子育て課	※任意的申出 「請求公文書の名称又は内容」の1、3、5の検査の落札金額・参戦業者の金額については、情報コーナーに配架している「細菌等検査業務委託の入札見積経過調書」を情報提供することで了承を得た。
			R3.1.5	公開	下記検査業務委託の2020年度の仕様書及び開札記録票 ア、学校給食従事職員の腸内細菌等検査業務委託 イ、学校給食従事職員のノロウイルス検査業務委託		学務課	「請求公文書の名称又は内容」の4の検査の落札金額・参戦業者の金額については、情報コーナーに配架している「腎臓(尿)検査業務委託の入札見積経過調書」を情報提供することで了承を得た。

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
48	R3.1.8	1、PCR検査センターの契約に関する内容を全て 2、金額の内訳 3、送迎車について別枠であれば送迎車の契約内容と金額	R3.1.20	部分公開	以下の委託契約書一式 ア、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査事業業務委託 イ、新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査施設開設業務委託 ウ、清瀬市・東村山市PCR検査センター運営業務委託	「法人代表者の印影」は、公にすると、印影の偽造、不正使用等、当該法人の競争上又は事業運営上の利益を損なうおそれがあるため、条例第6条第3号法人情報に該当し非公開。 「PCR検査センターの設置場所及び連絡先が特定される情報」は、PCR検査センター運営業務委託は、地域外来・検査センター運営マニュアル(令和2年4月28日付第1版厚生労働省公表)にも示されているとおり、委託自治体の住民に対して行政検査が円滑に行われるようにする観点から行われるものであり、委託自治体以外の住民が検査を求めて集中することなどにより混乱をきたすことのないよう、その設置場所及び連絡先は公表していない。これを公にすると、前述のとおり、当市及び清瀬市以外の住民が検査を求	健康増進課	

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
						<p>めて集中することや、自己の判断による当該センターへの来所、検査等に係る問い合わせの殺到等により、医師から検査が必要とされた者への安全かつ円滑に検査を受けられる体制に支障をきたすおそれがあり、もって、当該委託業務の公正及び円滑な執行に支障をきたすおそれがあることから、条例第6条第6号行政運営情報エに該当し非公開。</p> <p>「送迎車の契約内容及び金額が分かる文書」は、PCR検査センターまでの送迎に係る契約は医師会にて実施しており、市では当該契約の内容及び金額が分かる文書を保有してらず、よって文書不存在</p>		

No.	請求年月日	請求公文書の名称又は内容	決定年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開とした部分と理由	所管課	備考
49	R3.1.19	東村山市民スポーツセンターに関する以下書類 1、現在の指定管理者から提出された指定管理応募書類(事業計画書、収支計画書) 2、東村山スポーツセンターの直近3か年分の事業実施報告書類 3、前回公募時に公開、配付された募集要項等の資料(業務仕様書、利用実績等) 4、公募要項等の内容に関する質問と回答、また回答時に追加された資料	R3.1.29	部分公開	ア、東村山市民スポーツセンター指定管理者提案書(H28年度選定時のもの) イ、東村山市民スポーツセンター事業報告書(H29、30、31年度分)	アについて 「指定管理者の社員・設備員・清掃員・アルバイト及び施設利用者の氏名、顔の判別できる写真」は、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開。 イについて 「株式会社東京ドーム・株式会社東京ドームスポーツ・株式会社東京ドームファシリティーズの担当者の氏名及びメールアドレス、スポーツセンターに勤務する従業員の氏名(総括責任者・副総括責任者を除く。)、利用者(選手コース)の氏名・学年・生年月日、スポーツセンター運営協議会委員の氏名(委員長・理事・総括責任者・副総括責任者・公務員を除く。)」は、特定個人を識別できる情報のため、条例第6条第2号個人情報に該当し非公開。	市民スポーツ課	※任意的申出 「請求公文書の名称又は内容」の3、4については、市ホームページに掲載されているものであるため、条例第21条第2項より適用除外とし、申出者へ掲載ページをご案内することで了承を得た。
50	R3.1.22	東村山市障害福祉サービス等支給決定基準	R3.1.29	公開	東村山市障害総合支援法及び児童福祉法に基づく介護給付費等の支給決定基準		障害支援課	※任意的申出

No.	請求 年月日	請求公文書の名称又は内容	決定 年月日	決定内容	公開した文書名	部分公開又は非公開 とした部分と理由	所管課	備考
51	R3.1.29	1、PCR検査センター開設時からの 日毎の件数(月日) 2、移送車の利用件数(月日)	R3.2.10	公開	東村山市PCR検査センター実施内訳		健康増進 課	